

中野南地区テレビ共同受信施設組合理約

(名称)

第1条 この組合は、中野南地区テレビ共同受信施設組合（以下、「組合」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この組合の事務所は、組合長指定の場所に置く。

(目的・事業)

第3条 この組合は、中野南地区内におけるテレビジョン放送の難視聴解消を図るため、テレビジョン放送の再送信業務を行う。

2 前項の事業を行うため、別に事業運営規程（以下「規程」という。）を定める。

(加入・脱退)

第4条 この組合は、前条の地区に居住する者は誰でも以下の定めるところにより、この組合に加入することが出来る。

2 この組合に加入しようとする者は加入届を、脱退しようとする者は脱退届を組合長に提出するものとする。

(加入金)

第5条 この組合の組合員は、加入金（施設設置料を含む。以下同じ。）及び維持費を納入しなければならない。

2 前項の加入金及び維持費の金額並びに納入方法は、規定の定めるところによる。

(役員)

第6条 この組合に、理事17名以内及び監事2名を置き、その任期はそれぞれ2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事のうち1名を組合長、2名以内を副組合長とする。

(役員職務)

第7条 この組合の、組合長は組合を代表し、組合の事業を総括する。

2 副組合長は組合長を補佐し、組合長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、理事会の構成員となり、第14条に定める組合業務の基本方針を審議・議決する。

4 組合長は、理事及び組合員のうちから次の職務担当者を任命する。

庶務会計・施設保全

5 監事は組合の業務及び経理を監査し、その結果を理事会及び総会に報告する。

なお、監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員選任)

第8条 この組合の、理事及び監事は、中野南区地区会の役員がこれにあたる。

2 組合長及び副組合長は、理事の互選による。

3 前項の役員が欠けたときは、本条の定める方法により、速やかに後任の役員を選任するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

4 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

(会議)

第9条 この組合の会議は、総会及び理事会とする。

2 会議の招集は組合長が行い、総会の議長は出席者の中から選出する。

(総会の招集)

第10条 総会は、毎年3月下旬又は、決算終了後2ヶ月以内に招集し、必要に応じて臨時総会を招集する。

(総会の議決)

第11条 この組合の総会は、出席組合員をもって成立し、議事は、出席組合員の過半数によりこれを決するものとする。

(総会の付議事項)

第12条 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 組合の業務計画及び予算並びに運営に関する重要事項の議決に関する事
- (2) 施設の運用、施設の保全、改修に関する事
- (3) 事業報告及び決算報告の承認に関する事
- (4) 組合規約及び事業運営規程の制定及び変更に関する事
- (5) 理事及び監事の選任に関する事
- (6) 組合の解散に関する事
- (7) 組合員の5分の1以上が理由を明記して請求した事項
- (8) その他組合長が必要と認めた事項

(理事会の招集・決議)

第13条 理事会は、必要の都度招集する。

- 2 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は議長が決する。

(理事会の権限)

第14条 理事会は、組合の業務運営の基本方針を決定する権限と責任を有する。

(会計)

第15条 この組合の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(経費)

第16条 この組合の経費は、補助金、加入金及び維持管理のため徴収する会費・賦課金並びにその他の収入をもってこれに充てる。

(解散)

第17条 この組合の解散は、総会において出席者の4分の3以上の議決によりこれを決する。

- 2 この組合が解散したときは、解散当時の組合長または組合長の指名した者が清算人となる。
- 3 解散のときに存する組合の残務財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

- 1 この規約は、平成17年5月22日から施行する。ただし、設立当初の役員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。
- 2 この規約の制定前に行われた中野南地区テレビ共同受信施設組合に関わる行為は、この規約に基づいてなされたものとみなす。
- 3 この規約の制定後に行われる事業当初年度の事務事業のすべては、役員で協議決定、施行し、総会での承認事項とする。

この改正規約は、平成18年3月26日から適用する

この改正規約は、平成24年4月1日から施行する

この改正規約は、平成30年3月25日から施行する

この改正規約は、令和5年3月26日から施行する